

香川県条例第7号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																								
(種別及び金額) 第2条 略	(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略																																								
(補則) 第7条 略	(補則) 第7条 略																																								
2 教育委員会の所管に属する学校等の施設その他の教育財産（香川県立ミュージアム条例（平成11年香川県条例第6号）第1条第1項の香川県立ミュージアムを除く。）の使用料及び入学選考その他の教育事務に係る手数料の徴収に関しては、この条例中「知事」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。	2 教育委員会の所管に属する学校等の施設その他の教育財産の使用料及び入学せん考その他の教育事務に係る手数料の徴収に関しては、この条例中「知事」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。																																								
別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部	別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th><th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">単位</th><th style="text-align: center;">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2 公の施設の使用料</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(1)～(12) 略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(13) 香川県産業技術センタ</td><td>機器使用料 略 大型膜型反応装置 <u>高速液体クロマトグラフ質量分析計</u></td><td>1時間当たり</td><td><u>5,280円</u></td></tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1 略				2 公の施設の使用料				(1)～(12) 略				(13) 香川県産業技術センタ	機器使用料 略 大型膜型反応装置 <u>高速液体クロマトグラフ質量分析計</u>	1時間当たり	<u>5,280円</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th><th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">単位</th><th style="text-align: center;">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2 公の施設の使用料</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(1)～(12) 略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(13) 香川県産業技術センタ</td><td>機器使用料 略 大型膜型反応装置</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1 略				2 公の施設の使用料				(1)～(12) 略				(13) 香川県産業技術センタ	機器使用料 略 大型膜型反応装置		
種別	区分	単位	金額																																						
1 略																																									
2 公の施設の使用料																																									
(1)～(12) 略																																									
(13) 香川県産業技術センタ	機器使用料 略 大型膜型反応装置 <u>高速液体クロマトグラフ質量分析計</u>	1時間当たり	<u>5,280円</u>																																						
種別	区分	単位	金額																																						
1 略																																									
2 公の施設の使用料																																									
(1)～(12) 略																																									
(13) 香川県産業技術センタ	機器使用料 略 大型膜型反応装置																																								

	万能材料試験機、恒温恒湿器その他の機器の使用料 略	略			万能材料試験機、恒温恒湿器その他の機器の使用料 略	略
(14) 香川県産業技術センター発酵食品研究所	機器使用料 略 超高速液体クロマトグラフ <u>ガスクロマトグラフ質量分析計</u> X線元素分析装置付卓上顕微鏡 略	略 <u>1時間当たり</u> <u>2,480円</u>	(14) 香川県産業技術センター発酵食品研究所		機器使用料 略 超高速液体クロマトグラフ X線元素分析装置付卓上顕微鏡 略	
(15)～(31) 略 (32) 香川県立ミュージアム	特別展示室の観覧料 特別展示室使用料 講堂使用料 研修室使用料	<u>知事が別に定める額</u> 午前9時から午後5時まで 29,600円を超えない範囲で規則で定める額 午前9時から午後5時まで 22,840円を超えない範囲で規則で定める額 午前9時から午後5時まで 9,200円を超えない範囲で	(15)～(31) 略 (32) 香川県立ミュージアム		特別展示室の観覧料 特別展示室使用料 講堂使用料 研修室使用料	<u>香川県教育委員会が別に定める額</u> 午前9時から午後5時まで 29,600円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額 午前9時から午後5時まで 22,840円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額 午前9時から午後5時まで 9,200円を超えない範囲で

		<u>規則で定める額</u>			<u>教育委員会規則で定める額</u>
	駐車場使用料 <u>資料画像等使用料</u>	略 <u>別に規則で定める額</u>		駐車場使用料	略
	附属設備及び器具の使用料	別に <u>規則で定める額</u>		附属設備及び器具の使用料	別に <u>教育委員会規則で定める額</u>
	歴史展示室、企画展示室及び特別展示室を香川県立ミュージアム年間観覧券により観覧する場合の観覧料、特別展示室を分割して利用する場合の使用料、利用時間を分割して利用する場合の使用料、午後5時後の時間において利用する場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料並びに駐車場を回数券により利用する場合の使用料は、別に規則で定める。			歴史展示室、企画展示室及び特別展示室を香川県立ミュージアム年間観覧券により観覧する場合の観覧料、特別展示室を分割して利用する場合の使用料、利用時間を分割して利用する場合の使用料、午後5時後の時間において利用する場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料並びに駐車場を回数券により利用する場合の使用料は、別に <u>教育委員会規則で定める</u> 。	
(33) 香川県立 ミュージアム 瀬戸内海歴史 民俗資料館	<u>資料画像等使用料</u>	<u>別に規則で定める額</u>			
(34) 香川県立 ミュージアム 香川県文化会 館	県民ギャラリーの観覧料 芸能ホール使用料	知事が別に定める額 午前9時から午後9時まで 45,000円を超えない範囲で規則で定める額	(33) 香川県立 ミュージアム 香川県文化会 館	県民ギャラリーの観覧料 芸能ホール使用料	香川県教育委員会が別に定める額 午前9時から午後9時まで 45,000円を超えない範囲で <u>教育委員会規則で定める額</u>
	県民ギャラリー使用料	午前9時から午後5時まで 18,560円を超えない範囲で規則で定める額		県民ギャラリー使用料	午前9時から午後5時まで 18,560円を超えない範囲で <u>教育委員会規則で定める額</u>
	和室使用料	午前9時から午 10,830円		和室使用料	午前9時から午 10,830円

		後9時まで	を超えない範囲で規則で定める額
	附属設備及び器具の使用料 県民ギャラリーを香川県立ミュージアム年間観覧券により観覧する場合の観覧料、芸能ホールを準備又は練習のために利用する場合の使用料、県民ギャラリー又は和室を分割して利用する場合の使用料、芸能ホール又は和室を利用時間を分割して利用する場合の使用料、午後9時後（県民ギャラリーにあっては、午後5時後）の時間において利用する場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料は、別に規則で定める。	別に規則で定める額	
(35) 香川県立東山魁夷せとうち美術館	展示室観覧料（学齢に達しない者、児童、中学校生徒、高等学 校生徒及びこれらに準ずる者を除く。） 略 特別の展示の場合 資料画像等使用料		

		後9時まで	を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	附属設備及び器具の使用料 県民ギャラリーを香川県立ミュージアム年間観覧券により観覧する場合の観覧料、芸能ホールを準備又は練習のために利用する場合の使用料、県民ギャラリー又は和室を分割して利用する場合の使用料、芸能ホール又は和室を利用時間を分割して利用する場合の使用料、午後9時後（県民ギャラリーにあっては、午後5時後）の時間において利用する場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料は、別に教育委員会規則で定める。	別に教育委員会規則で定める額	
(34) 香川県立東山魁夷せとうち美術館	展示室観覧料（学齢に達しない者、児童、中学校生徒、高等学 校生徒及びこれらに準ずる者を除く。） 略 特別の展示の場合 資料画像等使用料		

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～374 略			
375 香川県産業技術センタ一手数料	略 食品・食品原料分析		

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～374 略			
375 香川県産業技術センタ一手数料	略 食品・食品原料分析		

	略 特殊分析 略 全プロテア ーゼ活性 <u>小麦DNA</u> (電気泳動 法) 小麦たんぱ く質(電気 泳動法) <u>活性酸素消 去能(O R A C法)</u> その他 略	略 1件 略 1件 略	18,530円 19,730円		略 特殊分析 略 全プロテア ーゼ活性 小麦たんぱ く質(電気 泳動法) その他 略	略 略
376 香川県産 業技術センタ 一発酵食品研 究所手数料	食品・食品原料 分析 略 特殊分析 略 活性酸素消 去能(O R A C法) 略 略				376 香川県産 業技術センタ 一発酵食品研 究所手数料	食品・食品原料 分析 略 特殊分析 略 活性酸素消 去能 略 略
377~419 略					377~419 略	
420 家畜検査 手数料	家畜伝染病予防 法(昭和26年法 律第166号)第 5条第1項又は 第31条第1項の 規定による家畜 の検査(同法第				420 家畜検査 手数料	家畜伝染病予防 法(昭和26年法 律第166号)第 5条第1項又は 第31条第1項の 規定による家畜 の検査(同法第

	5条第1項の規定による家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。) 略 ヨーネ病検査 酵素免疫測定法による検査 <u>リアルタイ</u> <u>ム P C R法</u> による検査 ヨーニン検査 略				5条第1項の規定による家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。) 略 ヨーネ病検査 酵素免疫測定法による検査 ヨーニン検査 略	
421～598 略		略	<u>1頭1回</u>	<u>1,580円</u>	421～598 略	略

備考 略

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。